

扶養義務者費用徴収基準表

税額等による階層区分			費用徴収基準月額
A	生活保護法による被保護者(単給を含む)		0 円
B	A階層を除き当年度分の市町村民税非課税の者		0 円
C1	A階層及びB階層を除き前年分の 所得税非課税の者	当該年度分の市町村民税所得割非課税 (均等割のみ課税)	4,500 円
C2		当該年度分の市町村民税所得割課税	6,600 円
D1	A階層及びB階層を除き前年分の 所得税課税の者であって、その税 額の年額区分が次の額である者	30,000 円以下	9,000 円
D2		30,001 ~ 80,000	13,500 円
D3		80,001 ~ 140,000	18,700 円
D4		140,001 ~ 280,000	29,000 円
D5		280,001 ~ 500,000	41,200 円
D6		500,001 ~ 800,000	54,200 円
D7		800,001 ~ 1,160,000	68,700 円
D8		1,160,001 ~ 1,650,000	85,000 円
D9		1,650,001 ~ 2,260,000	102,900 円
D10		2,260,001 ~ 3,000,000	122,500 円
D11		3,000,001 ~ 3,960,000	143,800 円
D12		3,960,001 ~ 5,030,000	166,600 円
D13		5,030,001 ~ 6,270,000	191,200 円
D14		6,270,001 円以上	その月におけるその被措置 者に係る措置費の支弁額

※扶養義務者負担金の発生する方は、民法に定める扶養義務者のうち、入所時に同居している**配偶者又は子**です。